

災害時安否確認の情報提供に関する取扱いについて

1 安否確認をする範囲

介護保険サービス利用者、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス利用者のうち、名古屋市内の居宅サービス利用者とする。

ただし、短期入所サービス、認知症高齢者グループホーム及び特定施設等を利用中の方は、安否確認の対象から除く。

2 安否確認の重複

事業者間で利用者が重複することで、同一人に対して複数の安否確認が行われることが想定されるが、やむを得ないものであり、情報提供にあたっての調整等を行わない。

また、介護保険サービス利用者、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス利用者の安否確認情報を区分できない場合は、あえて区分して報告することを要しない。

3 情報提供を求める災害

名古屋市内で震度5強以上の地震が発生した地域、あるいは避難勧告が発令された災害が発生した地域がある場合に、地域内の居住者を中心に安否確認を行い、その結果を名古屋市に情報提供する。

4 様式内の「要援助」とは

安否確認の段階で知りえた、地域住民や事業者の援助だけでは対応が困難なケース。今後、優先的に援助が必要となる方の援助に関する情報を提供する場合に「要援助欄」にチェックし、状況等を備考欄に記入する。

ただし、避難所へ避難が確認されたケースについては、チェックや備考欄への記入は要しない。

5 個人情報の取扱いについて

各事業者は、各利用者から個人情報を行政に提供することについて、事前に同意を得るものとする。

6 伝達手段について

行政への情報提供に際しては、できる限り電子メールを活用することとし、補助手段としてファクシミリを利用する。なお、停電等で電子メールやファクシミリが使用できない場合には、最寄の区役所、支所へ持参することとする。